

生計維持関係申告書 H 海外居住者の申請用

★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。 ★裏面のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。

扶養申請にともなう [誓 約 書]

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。
 扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者(異動)届」により速やかに減員の手続きを行います。
 また、届出を怠ったり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。

保険証の 記号 番号 被保険者氏名(自署)

申請被扶養者氏名	<input type="text"/>	続柄	<input type="text"/>	年齢	<input type="text"/>
国籍 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国籍	同別居 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 → 配偶者・実子・養子以外の続柄の方は「生計維持関係申告書F」も必要(送金証明含め該当する必要書類も添付)		
被扶養者が居住する 国または地域	<input type="text"/>	海外居住期間 (出国日～帰国予定日)	出国した日 年 月 日	帰国予定年月 年 月 日	～ 年 月 日
必要書類 (全員) ※すべて コピーで可	① 査証(ビザ)のコピー ② 居住する国または地域の公的機関が発行する収入確認書類のコピー ※収入がある場合のみ必要 ③ 同居が確認できる書類のコピー ※査証で帯同が確認できる場合は不要 ※「海外留学」「一時的な渡航」の場合は不要 ④ 続柄の確認ができる書類のコピー ※ホンダ健保での加入歴がある場合は不要 ※「婚姻」「出生」の場合は不要 ⑤ 添付する証明書が日本語以外の場合は、それぞれ証明書ごとの翻訳のコピー ※翻訳者の署名(自署でない場合は、サインもしくは押印)、翻訳者の住所、翻訳記入日が記載されたもの				

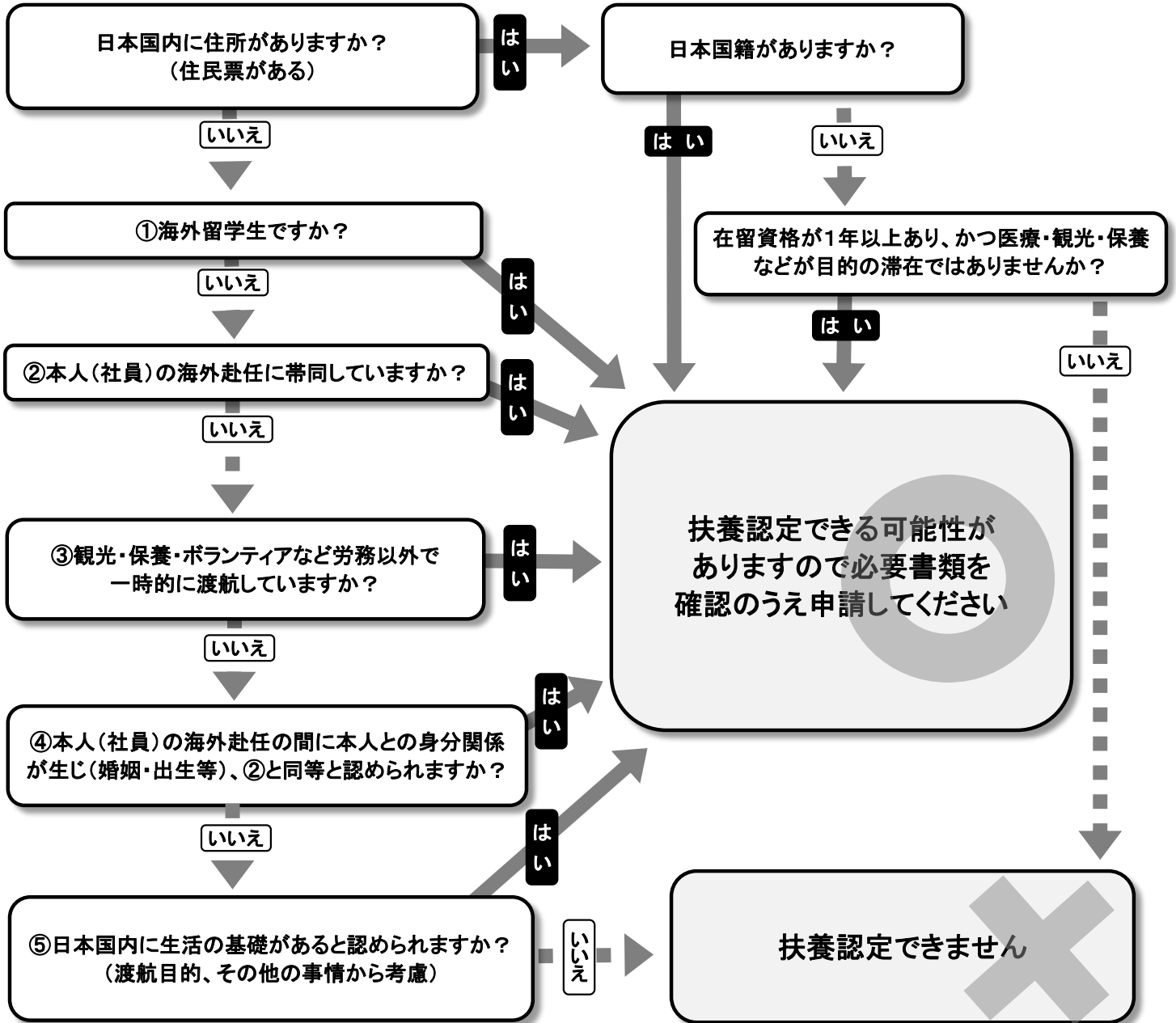
申請の事由 ※該当する項目すべてに☑	事由発生日	必要書類 ※すべてコピーで可
<input type="checkbox"/> 海外留学	留学開始日： R 年 月 日	在学証明書のコピー
<input type="checkbox"/> 海外帯同または同居	帯同開始日： R 年 月 日	「必要書類(全員)」を参照
<input type="checkbox"/> 一時的な渡航 ※観光・保養・ボランティアなど 労務以外の目的	渡 航 日： R 年 月 日	一時的に渡航している現況が分かる書類(ボランティア派遣機関の証明等)のコピー
<input type="checkbox"/> 婚姻	婚 姻 日： R 年 月 日	婚姻の事実が確認できる書類のコピー ※公的機関が発行のもの
<input type="checkbox"/> 出生	出 生 日： R 年 月 日	出生の確認ができる書類のコピー ※公的機関が発行のもの
<input type="checkbox"/> 休職	休 職 日： R 年 月 日	休職日が確認できる書類のコピー注2 ※休職証明書など
<input type="checkbox"/> その他()		勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください

被扶養者の現況と今後の収入 ※該当する項目すべてに☑	必要書類 ※すべてコピーで可	今後の収入額		
収入あり	<input type="checkbox"/> 給与収入(パート、アルバイト含む)	連続する直近3か月の給与明細のコピー注3	円/月	
	<input type="checkbox"/> 自営業	全員	・確定申告書B(第一表・第二表)のコピー ※税務署の受付印または受付番号があるもの	円/年
		該当するもの	<input type="checkbox"/> 一般・農業・不動産 ・収支内訳書または所得税青色申告決算書(控)一式のコピー ・直近12か月分の「営業等・農業・不動産 収入額申告書」(健保所定)のコピー <input type="checkbox"/> 株式・資産運用 ・申告書第三表・第四表(一・二)・第五表、確定申告書付表(1・2面)、計算明細書(1・2面)、特定口座年間取引報告書 のうち該当するものすべてのコピー	
	<input type="checkbox"/> その他()	勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください	円/月	
収入なし	<input type="checkbox"/> 海外帯同または同居	勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください		
	<input type="checkbox"/> 海外留学			
	<input type="checkbox"/> 一時的な渡航			
	<input type="checkbox"/> その他()			

[申 立 欄] ※無職無収入である詳しい現況、「その他」に該当する項目の具体的説明など

注1 公的証明書(戸籍全部事項証明書、住民票、課税・非課税証明書、所得証明書など)は交付日より3か月以内のものに限ります。
 注2 証明書は事由発生日以降に交付のものに限ります。(退職証明書・資格喪失証明書など)
 注3 連続する直近3か月の給与明細のコピーは給与支払者・受取者の名称が記載されているものに限ります。記載がない場合は健保所定の「給与支払額証明書」をご使用ください。
【申請に関する注意事項】
 ◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日(健保ですべての書類を確認した日)が認定日になります。
 ◆証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

扶養認定チェックシートH 海外居住者



・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。
・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。